

大気汚染防止対策事業費

事業評価個票（事業実施：平成30年度）					部局名	環境エネルギー部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ6 再生可能エネルギーによる産業振興と地域活性化、国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	施策	施策2 国内外に誇れる優れた環境資産の保全・創造・活用						
	目的	県土の7割を占める豊かな森林資源や湧水等の水資源など、県民にとって貴重な財産である自然環境を守りながら、地域の産業や暮らしに活かし、次世代につないでいく。						
	目標指標(R2)	自然公園利用者数	14,000千人					
	策定時の実績	11,255千人(H27)	現状	11,300千人(H28)	主要事業	安全で良好な生活環境の確保		
事業名	大気汚染防止対策事業費			担当課・担当	水大気環境課 大気環境担当			
事業開始年度	平成9年度			事業終了(予定)年度	未設定			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	排出事業者の監視等により、大気環境の保全及び良好な生活環境の維持を図る。 PM2.5を始めとする大気の汚染の常時監視について、県民へのわかりやすい情報提供を行う							
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5を始めとする大気汚染常時監視(環境モニタリング)の実施と県民への情報提供 ばい煙発生施設立入検査 特定粉じん(アスベスト)排出等作業立入検査 PM2.5成分分析 水銀排出対策 							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由: 大気汚染防止法に基づき県が実施しなければならない。							
予算額・決算額 (単位:千円)	費目(予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	大気汚染物質検査	589	560					
	環境大気汚染物質検査	518	492					
	テレメーター維持管理	33,934	32,559					
	乾式自動測定機の校正	1,832	1,832					
	PM2.5成分分析	3,555	3,255					
	水銀対策(H30)	0	5,442					
	計	40,428	44,140					
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金							
	繰入金		5,442					
	その他特定財源							
	一般財源	40,428	38,698					
	計	40,428	44,140					
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	ばい煙発生施設立入検査	活動実績	件	133	集計中			
		当初見込み	件	90	90	80	80	80
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	環境大気(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)の環境基準の達成率	成果実績	%	100	100			
		目標値	%	100	100	100	100	100
		達成度	%	100				
関連事業								

事業目標の考え方(事業目標設定時)

本県の大気環境の保全及び安全で良好な生活環境を確保するため、大気汚染防止法において、県は環境モニタリングを行い、その状況を県民に速やかに公表するとともに、大気汚染の発生源とされる排出事業者の施設に立ち入り、検査及び測定等を実施し、ばい煙等の排出状況の監視指導を行うこととされている。そのため、県は本事業により、法定受託事務を実施する必要がある。
 事業の目標には、当該事業において立入検査を一定件数実施することにより、その効果として、環境モニタリングを実施するすべての測定局において環境基準を達成(100%達成)することとした。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	・県民の生活や経済活動に伴い大気汚染が生じることから、安全で良好な生活環境を確保するうえで、大気汚染を常時監視(定点での測定)することは重要である。また、大気汚染の発生源となる工場や焼却炉などの施設への立入検査を行い、必要に応じ、ばい煙等の排出状況を測定し指導することも必要不可欠である。 ・県民の健康への影響を考慮し、成果目標を「環境基準の100%達成」とすることは妥当である。 ・これまでの事業の実施により排出抑制効果が得られ、目標を達成(環境基準100%達成)した。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	A	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・活動は計画に沿って、実施している。この事業効果により、排出抑制効果が得られ、目標を達成(環境基準100%達成)した。 ・大気汚染の常時監視や事業者への立入・指導は、大気汚染防止法に定められた県の業務である。 ・事業費については、事業目的に沿って、事業実施に必要な不可欠な費用に限定しており妥当である。
	支出先の選定は妥当か。	A	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	
類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A		
の役割 妥当性 性担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	・大気汚染の常時監視や事業者への立入検査・指導は、大気汚染防止法に定められた県の業務である。
今 改後 善の 点課 等題 ・	法に定められた大気汚染の監視業務を、効果的かつ効率的に実施しながら、発生源への監視・指導等については、事業者の経済活動を十分把握し、的確かつ効率的に実施していく。		

- ・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。
- A: 目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果(100%以上)。妥当。
- B: 目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果(80~99%)。概ね妥当。
- C: 改善の余地あり。期待した成果を下回っている(79%以下)。
- ー: 該当しない